

べっぷの文化財

No. 40

平成22年3月

－別府のキリシタン遺物－

天罰起請文前書・石塔・伏墓・墓碑



別府市教育委員会
別府市文化財調査員

目 次

一 豊後のキリストン小史	1
二 天罰起請文前書	2
三 宗門改	4
四 寺請証文・宗門改	4
五 建造物	5
六 キリストン塔	6
七 伏墓	12
八 墓碑	13
九 拾遺	14
キリストン塔・伏墓・墓碑一覧	14・15

一 豊後のキリスト教

【隆盛】天文二十年（1551）、フランシスコ・ザビエルは、大友宗麟（義鎮）から府内に招かれて領内で布教することが許された。



（ザビエル府内訪問図）

イエズス会の活動の中心は、大内氏の城下山口だったが、弘治二年（1556）、山口で兵乱が起こって大内氏は滅亡してしまった。

したがって日本教区長のトルレス神父やパードレ（伴天連）は庇護者を失い、次々と府内を訪れて宗麟の保護をうけるようになり、府内が日本のイエズス会活動の拠点となつた。

宗麟は永禄四年（1561）に教会堂を建設し、商人兼医師のルイス・デ・アルメイダも加わって育児院や病院を建て庶民の救済に乗り出した。

宗麟は天正六年（1578）に洗礼を受けてドン・フランシスコ（府蘭）の教名を受けられた。

天正八年（1580）に府内にコレジオ（学院）が、臼杵に修道会員の養成機関ノビシャド（修練院）が建設されて、府内にヴァイオリンの調べが流れた。

天正十年（1582）、巡察使ヴァリヤーノがキリスト教大名の使節として四少年をローマへ送った。

キリスト教は府内周辺を中心だったが、宗麟が臼杵の丹生島城に隠居すると臼杵・津久見・野津・鶴崎・佐伯、竹田・三重・大野、玖珠・由布院、中津へと信者が増加し方々に伝道所が設けられるようになった。

ヴァリヤーノの報告によれば、天正九年（1581）のキリスト教徒総数は、15万人と称せられた。三つの布教区の内「下」の布教区（有馬・大村・平戸・天草・五島）が最も多くて11万人にのぼり、「都」の教区（五畿内及び山口）が2万5千人、「豊後」教区は1万人だった。また、「イエズス会日本年表」は天正十七、十九年には3万人いたと書かれている。

宗麟の庇護のもとに豊後各地にキリスト教が布教されると、当然のことながら豊後の各地にキリスト教の墓が造られるようになった。江戸期以前のキリスト教徒の墓は、表面にクルスや洗礼名を彫り込んだ大型の墓石が多く、信仰の厚さを矜持する風情があった。



【受難】天正十五年（1587）、豊臣秀吉はキリスト教の教義と自らがすすめようとする封建制度が相反することを恐れてキリスト教を禁止し、翌年バテレン追放令を発した。宗麟の跡を継いだ義統は、自らも教えを捨てて信者に転宗を命じるようになった。

慶長六年（1601）家康により長崎で大殉教が行われたが、豊後では中川・毛利・稲葉などキリスト教に好意を寄せる大名たちの庇護で密かに信仰が保たれていた。

慶長十九年（1614）、遂にキリスト教禁止令が発せられ、信者や宣教師は長崎に集められて国外に追放された。また、各藩でも激しい弾圧を加えたので、殉教者や転宗者が続出するようになった。

寛永十四年（1637）の島原の乱後、鎖国のもとで国内では厳重な宗門改めが行われ、連座制によって改宗を迫られてキリスト教は激減した。その後も密かに信仰が続けられたが、万治年間から天和年間までには斬首や火炙などの残酷過酷な責めに耐えかねて、殉教者や転宗者が激増した。

その後「踏絵」「寺請制度」などによる厳しい禁教政策のもとにキリスト教は殆ど影を潜めた。

註 キリストの名称は、伝来当初（戦国末期）イエスの中国読みヤソだったので耶蘇教として広まった。天主教は神デウスが同じく中国読みで天主である。キリストはクリスチヤンのポルトガル語読みである。キリストは漢字で吉利支丹と書かれていたが、禁教による厳しい弾圧に伴い切死丹とも呼ばれ、特に五代將軍綱吉になって吉の字をはばかって、吉利支丹という字は公には使われなくなり、切支丹という表記が一般となった。

別府のキリスト教

昭和30年頃から十字架が刻まれた塔に関心が持たれるようになった。調査は比較的市街化が遅れていた石垣地区から始まり、やがて西・西南部の中山間地へと広がった。昭和34年からの都市開発で石垣地区の様相が一変し、キリスト教塔も「石垣地区史料集（一）」に藤内喜六氏の実測図を残して四散した。

藤内氏が名付けた「寛永キリスト教塔」は禁教後の弾圧を耐え忍んだ隠れキリスト教のもので、高崎山を隔てて大分市北部の庄ノ原台辺りに分布する塔と同型で、当市との繋がりを示すものである。

紀年入りの最古の寛永四年（1627）の塔は380年の間、縁者もなく異教徒の墓をかえりみる者もなく、風雪に耐えて立ち続けていたのである。

二 天罰起請文前書

キリスト教の信者でないこと、また佛教徒に転宗（ころび）したことを誓い、その誓いを破った場合には、日頃信心している神仏に神罰や仏罰を蒙ることを誓約した請文である。前書とは誓いに背いたとき罰を蒙る諸神仏の前に誓詞を書く形式である。

天罰起証文前書之事（濱脇村崇福寺僧玄香）

今度伴天連門徒御改ニ付而

浅見村平吉

濱脇村新十郎

今迄きりしたんにて御座候つれ共 今月九日ヨリ我等宗旨に罷成候
儀御座候とわき口より立 御耳ニ候者ハ 拙者ヲ可被成御成敗候 其上
梵帝釈四大天王 惣而日本国六十余州大小之神祇冥道 伊勢箱根両社權現 三嶋大明神 別而当國之惣廟
由原八幡大菩薩 祇園牛頭天王 関六所大權現 并 彦山三所 別而ハ氏神淺見八幡大菩薩殊ニ 奉 賴奉
釈迦牟尼如來 達磨尊師 諸之請御放ヲ 部類眷屬神罰冥罰各々於身ニ 罷 蒙 今生ニテハ白癩黒癩之身ト
成後生ニテハ無間地獄ニ墮罪シ浮世更ニ不可有之者也 依天罰起請文 如件

慶長拾九年三月九日

田村三右衛門殿

田仲角兵衛殿

上の天罰起請文は崇福寺住職玄香のものである。

「浅見村の平吉と浜脇村の新十郎は今までキリストンでしたが、三月九日より崇福寺の門徒となりました。当寺に転宗については今後玄香が請人（証人）となり、もし偽りであったり、また他からの噂が耳にはいったときは私を成敗してください。そのうえ以下の神仏の罰を受けるでしょう。請文に偽りは御座いません。」

下の証文は別府村惣庄屋助之丞（堀）のものである。「宗門改を仰せ付けられましたので、念を入れて調べて書きました。えこひいきをして見逃し、聞き逃した

天罰起請文前書之事（別府村・立石村）

御郡中門徒御改之儀被仰出候 勿論念ヲ入相究候て書立申候 あいきわめ
仕間敷候 向後無念ニ仕候はわきわき之口より御耳ニ立候はハ 惣庄屋小庄屋御成敗被仰付候 其上右之
旨相背申者

日本国六十余州大小之神祇 当國之鎮守由原八幡大菩薩 伊豆箱根両社權現 三嶋大明神熊野三社大權
現別而氏神朝見八幡大菩薩 殊ニ御開山親鸞聖人蒙御罰 今生ニテハ白癩黒癩之病ヲ請 来世ニテハ一期
奉申念仏無ニ成無間地獄沈墮罪浮世更ニ御座有間敷候 依天罰起請文如件

慶長拾九年二月廿七日

田村三右衛門殿

田中角兵衛殿

別府のキリストン関係の文書は、慶長十九年（1614）に松井氏に差し出した天罰起請文が熊本大学附属図書館に残っている。また、貞享二年（1685）に小坂庄村屋を通じて日田代官所に提出された天罰起請文が高倉家に残されている。

（「きりしたんころび証文」熊本大学図書館）

濱脇村宗福寺 玄香（花押）

（「きりしたんころび証文」熊本大学図書館）

りは致しておりません。今後取り調べが曖昧だったと他より御耳に達したならば、惣庄屋、小庄屋を成敗してください。そのうえ以下の神仏の罰を受けるでしょう。証文に偽りは御座いません。」

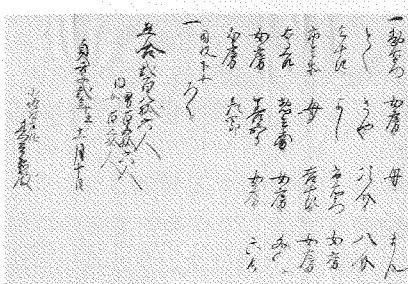
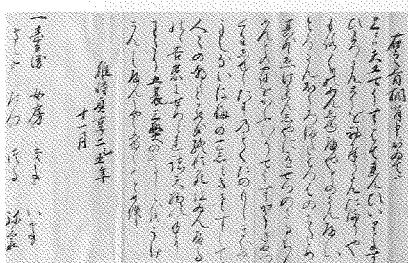
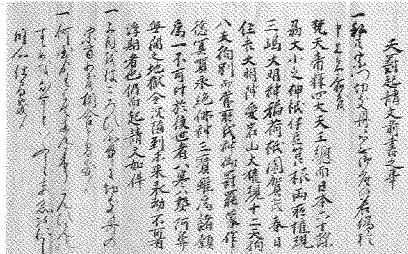
キリストンの取締りについては、慶長十九年（1614）、別府・濱脇・石垣・小野小平諸村の庄屋や寺院に命じて宗門改を実行した。「天罰起請文前書之事」が数通「肥後国旧八代藩主松井家文書」として八代市未来の森ミュージアムに残されている。

宛名は松井氏の役人（寺社奉行力）である。

（「きりしたんころび証文」熊本大学図書館）

惣庄屋 助之丞
同肝煎 藤七郎
立石村 助三郎
同村 与介

（「きりしたんころび証文」熊本大学図書館）



(光町個人蔵)

天罰起請文前書之事

一私共宗門切支丹ニ而無御座候 若偽於申上者泰茂

梵天・帝釈四大天王・總而日本六十餘四州大小之神祇・伊豆管根両所權現・三嶋大明神・稻荷・祇園・賀茂・春日・住吉大明神・愛宕山大權現・十二天狗八天狗・別而當所氏神御罰罷蒙作德冥賀永絶佛神三寶雖為諸願為一不可叶於後生者八寒八熱阿鼻無限之地獄令沈墮到未來永劫不可有浮期者也仍而起請文如件

一上目をはころび(転宗)心中に切支丹の宗旨少茂相合申間敷候

一何国よりもハテレン來りコンヒサンのすゝめをなすといふとも妄念をおこし同心仕間敷候(上目=見かけ)

右之旨相背申ニおみてハ

上ニハ天王テウス・ハテレン・ヒイリヨ・スピリツサントを始奉りサンタマリヤもろもろのアンシュー・ヘヤト・サンヘイトロ・サンホウロ(聖人)またハツハのさだめそのほかエケレンシヤに有る七つのサルラメントの罰をかふむりテウスのカラサ絶えはてシユウタスのごとくたのもしきをうしない後悔の一念きささずして人々の嘲りと罷成終頓死仕キンヘルノの苦患にせめられ諸天狗の手にわたり五寒三熱のくるしみをうけコンシヘンシヤシュラメント如件

維持貞享二乙丑年十一月

註(固有名詞はカタカナになおした)

一甚兵衛 女房 きよ いま (後略)

惣合 武百八拾六人 内 男百五拾六人
女百三拾人

貞享式年丑ノ十一月十日

小坂村庄屋 甚兵衛殿

小坂村は横灘筋北組十一ヶ村、中・北石垣、亀川、平田、野田、南・北鉄輪、内竈門、古市、小坂、小浦の一つで、村の南部分は現在の別府市域に属していた。

貞享二年(1685)に小坂村の百姓286人が庄屋甚兵衛に提出した天罰起請文である。村役人があらかじめ書いておいた署名に、各自が血判を押している。

天和二年(1682)から貞享三年(1686)まで七万石の幕府領は親藩松平直矩の所領となった。直矩は日田永山を居城とし、高松(大分市)に役所を設け豊後の所領を治めた。横灘は高松役所の役人に統治された。小坂村の「天罰起請文」は高松に提出されたことになる。横灘の他の村々も同じ形式の「天罰起請文」を書いたことであろう。

余談ながら、貞享三年(1686)、松平直矩が山形に転封になり、横灘は再び代官支配の天領になった。

「一私とも宗門切支丹にてご座なく候」

この起請文前書きの誓詞は、国内の神仏に対する前

書という誓約の外に、

「一うわべは転宗(転び)に見せかけて、心中にキリシタンの宗旨を持つことはない。」

「一外国から神父が来て懺悔を勧める事があっても妄念をおこして同意してはならない。」

という第二の誓詞があり、これに背く場合には特に南蛮言葉のシュラメントが添えられている。村人にはキリシタンの宗教用語が理解できたのであろう。

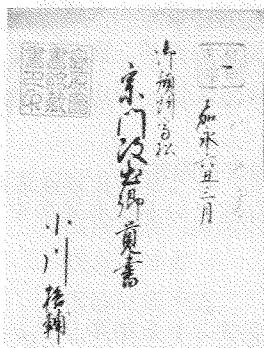
庄屋はこの天罰起請文一部を高松の役所に差し出し、一部は寺の請印を取って宗門改入別帳を作るのである。

起請文によつては、それぞれの旦那寺が旦徒であることを証明する寺判を押し、さらに奥書には立会いの庄屋達が本人の判と寺判に相違ない旨を証明したものもある。

寺請制度が確立すると毎年村毎に家族単位、姓名年齢、檀徒として属する寺院名が記載され、戸籍の役目を果たす「宗門人別改帳」が作られるようになった。

三 宗門改 高松役所宗門改出郷覚書

鷲原藩預所横灘一七ヶ村（現在別府市域）を支配した高松役所（大分市）の「宗門改出郷覚書」である。



嘉永六年（1853）の宗門改出郷によれば、三月二十日に改役一行は高松役所を出発し、高松村から順次大分筋の村々、次に由布院筋、国東筋の村々、終わり横灘筋一七ヶ村を巡回して絵踏（影踏）を行った。

出郷役々の人数は、代官小川格輔・若党・鍵持・草履取各老人吟味役寺田平作・草履取老人小川為之進・手代馬之助と影板持中間老人の同行九人である。

嘉永六年（1853）になると、各村ともにキリストンは皆無の状態である。

廿八日 晴天

- 一 今朝野多村出立真那井村へ移 相改 昼休 小坂村へ相越改之上同村へ止宿
一 麦之様子承糺候処 両村共申立候難合無之相応ニ相見候段申立候
一 苗代之儀真那井村ハ種卸相済 小坂村ハ両三日之内ニハ皆萌込ニ相成候段申出候

出郷の目的は人口の増減・治安・往還河川の整備・麦の生育、苗代の準備などを記録する在巡りが主となつた。

旧小坂庄村屋内庭の玄関前に置かれた「影踏石」である。「出郷覚書」にある嘉永六年三月廿八日はこの石で影踏みが行われた。因みにこの日は晴天であった。

註 影板は踏絵に用いる聖像が描かれていた板。



(影踏石)

四 寺請証文・宗門改

南石垣村「宗門御改帳」の後書きに、

右は累年被仰付候通宗門改めニ付 郷中男女老人も不残相改 委細遂吟味を旦那寺 致印形 書面之人数銘々前々之通絵踏被仰付候処 宗門怪敷者老人も無御座候 此上不審成者御座候ハハ早速御注進可申候 隠置脇心露見仕候孰亦は此帳面ニ洩候者有之候ハハ如何様之御仕置にも可被仰付候 後日之為 依而如件

嘉永六丑年

速見郡南石垣村 庄屋 甚三郎

組頭 太左衛門

右帳之男女 摂僧旦那二紛無御座候 依而銘々寺号之印形仕少茂相違無御座候 邪宗門之由申者御座候ハハ何方迄も 罷出急度可申披 候 宗門怪敷者御座候ハハ（寺号の押印）御断可申上候 仍而如件

嘉永六丑年三月

大分郡府内萬寿寺末

速見郡南石垣村禪宗 宝泉寺



宝泉寺は、
至徳二年（1385）、大友親著を
大旦那として
独峰禪師を開
基として開山
したといわれ
る。

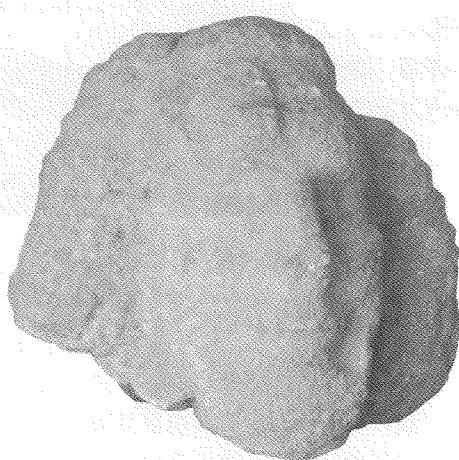
その後一時廃れたが、寛文五年（1665）石垣村出身

で府内の萬寿寺住職だった乾叟禪師が再興し同十年太平山宝泉寺の寺号が許可されたという。一説によれば、乾叟禪師は当時迫害されて苦悶する石垣村のキリストンを哀れみ転宗を勧めるために再興したともいわれる。

その他キリストンについては別府村総庄屋堀助之丞の告発により、信者数名が上人ヶ浜で処刑されたという伝承はあるが記録や史料はない。

五 建造物

石造頭部と地蔵



(朝見 個人蔵)

昭和26年頃、台風の後に八幡朝見神社西方の台地にある耕地の石垣が崩れ、白人の頭部と思われる石像が発見された。

安山岩に彫刻されたもので、後頭部は加工されず自然石のままであるが、顔面部は僅かに頭髪を残した面長で落ちくぼんだ目、広い額にはクルスが浅く太く印刻されている。耕地の石垣の一部として顔面を内側にして積み込まれていたのである。

この像は、礼拝の対象であったと思われるので、キリストの聖像そのものと考えるべきであろうか。この聖像が刻まれた場所や年代は不明であるが、おそらく禁教を迫られた朝見の信者達が聖像を耕地の石垣に隠して密かに礼拝を続けていたと思われる。

朝見の閑かな森にオラジョ（祈り）が流れたこともあるだろう。

上朝見の墓地から聖者を彫刻したメダイ（メダル）も出土したことがあるそうである。

地蔵



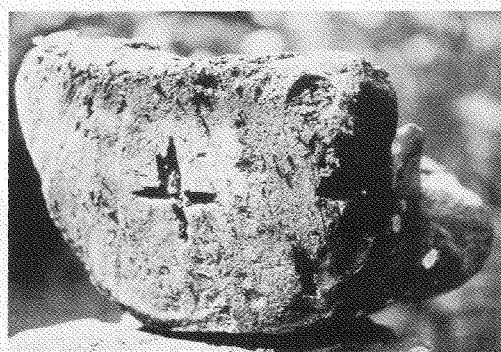
(南石垣墓の地蔵)

この地蔵は南石垣の徳林庵跡に安置されていた石造物で、現在は南石垣墓地の市文化財寛永キリシタン塔の横に安置されている。

地蔵は頭部を欠く23.5cmの小さいもので、蓮華座の正面には「一影童女、連弁台座の両側に「元文五（1740）申歳二月廿一日」と刻まれている。

地蔵が蓮華座に接する底面部に輪郭は整っていないがクルスが陰刻されている。

この地蔵についての伝承はないが、徳林庵に「十字架」のある不思議な地蔵があるという噂はあったそうである。



一影童女が隠れキリシタンであったかは不明であるが、踏絵の聖像を「影」というので、一影童女の「影」と何らかの関連があるとも考えられるが、確証はない。

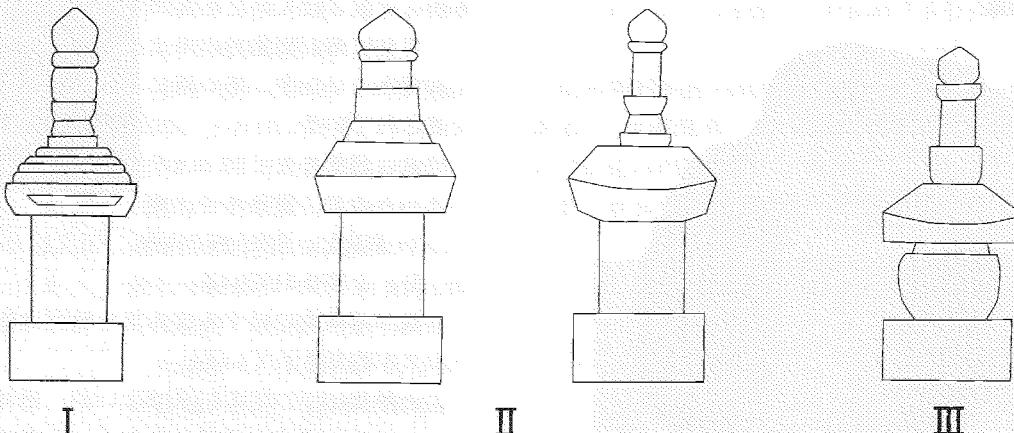
もしこの地蔵がキリシタンに関する遺物であるならば、別府の隠れキリシタンの下限を元文五年（1740）に押し下げる事になる。

いずれにしても信者は存在してないと思われるので、一影童女は類族であったのかもしれない。

失われた頭部及び地蔵についての記録史料は残っていない。今後の研究の成果を期待している。

註：類族：転宗した転びは「本人」、本人が転ぶ前に出産した子供は「本人同然」と呼ばれた。本人・本人同様の子孫の男子直系は四代の玄孫まで、女子は男子の孫まで「類族」と呼ばれ「類族帳」に記載された。類族となった者は、死亡・婚姻・出生・転居・旅行など届出が義務付けられて厳しい監視の下に制限や制約を受けた。

六 キリシタン塔



故藤内喜六氏が『別府市誌（昭和60年版）』に別府のキリシタン塔を分類したものである。原図には五輪塔があるが、今回の調査では確認することが出来なかったので省いた。

I型 宝篋印塔型式で、蓋の路盤に段があるもの

4基

II型 宝篋印塔を簡略化した塔で最も多くみられるもの

5基

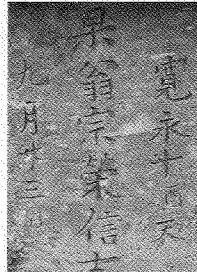
III型 宝塔型式の塔、塔身に頸があるもの

6基

昭和39年から石垣地域のキリシタン塔及び墓の調査が行われた。この時、北石垣でIII型2基、II型1基、伏墓1基・墓碑2基、南石垣からI・II型7基、中石垣II型1基計11基、伏墓1基と墓碑2基が発見された。塔や墓は当市の南部・西部周辺部の山麓地にはまだ点々と残っているが、その後市内部においては、区画整理のために移転や廃棄されて殆どが姿を消した。今回の調査で周辺部にII型5基、III型4基が確認された。

キリシタン塔の特徴

1 紀年銘



南石垣で発見されたI・II型の4基に建立年月日が刻まれている。

市指定有形文化財の左塔は、
寛永十年九月廿三日

右塔には
寛永十二年七月廿七日
市立美術館前庭の二基には

寛永四年六月廿七日

万治三年十一月十六日 の紀年銘がある。

これらの紀年にあたる寛永年間のキリシタンに関する事情をあげると、

寛永元 葛木村で処刑 (キリシタン殉教公園)

寛永四 長崎奉行が340人火刑にする

寛永五 キリシタン禁教再令

寛永六 長崎で踏絵が始まる

寛永拾 転宗者数が第三ピークになった

寛永一四 島原の乱がおこる、翌々年鎖国完成

寛永年中、幕府は全国的に禁教政策を断行して、残酷な処刑を以て臨み、多くの犠牲者や轉を出した。万治以降信者は殆ど姿を消した。

信者は戒名を刻んだ佛式の供養塔を建立したが、クリスチヤンは隠して密かに礼拝を続けていたのであろう。

藤内氏がこのI・II型の塔を編年上「寛永キリスト教塔」と称した所以は紀年銘にある。

註 転は仏教の旦那寺に転宗したもと信者をいう。

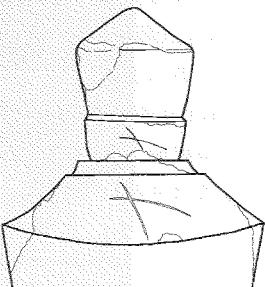


2 線彫りクリスチヤン

禁教令が厳しくなると、塔や墓からはクリスチヤンが消える。後述のように構造内部に隠しクリスチヤンを施すようになつ

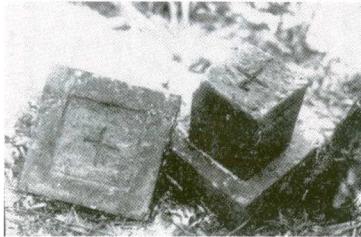
ても、蓋部や台座の正面に鋭くとがった鉄片でさりげなく引っかいたように刻み込まれた線彫りクリスチヤンが見られる。

線彫りクリスチヤンは縦・横線が斜めに交差するアンドレアクリスチヤンが多い。



(乙原墓地)

3 かくし十字架



キリスト教塔の隠しクリスチは、塔身の下面、笠部の下面、塔身の上下面・台座の上面など接合面に陰刻されているので、外部から見ることは

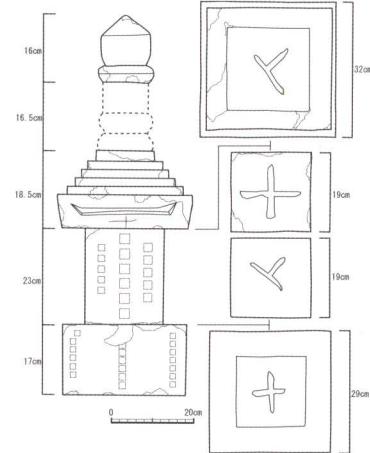
できない。隠しクリスチは完全な+Xの単独のクリスチもあり、ト|一など上下で組み合わされてクリスチになるものもある。

写真は塔の笠の下面と塔身の上面の隠しクリスチである。後述する朝見墓地の塔の台座上面の隠しクリスチはアントニウス十字架を示すトで、万治三年塔の隠しクリスチはXのアンドレアクリスチである。

寛永キリスト教塔 別府市有形文化財

南石垣の墓地で発見された。塔は石垣地区の区画整理の際に南石垣墓地に移転された。

I 塔（左塔）



塔の総高は約91cmで凝灰岩である。現在相輪は欠損しているが、在来は約32.5cmあり全体的に大きく感じられていた。塔身と基礎の背面にも縫割りクリスチがある。

塔身の墓碑銘は

寛永十酉天（1633）

果宗栄信士（正面）
九月廿三日

先祖
矢田甚左衛門（右面）

時寛永二十年

か
果宗栄信士靈

（基礎正面）

未九月十三日

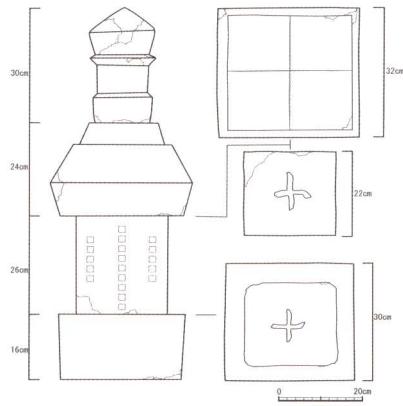
台座は十周忌の供養で墨書きされたものであろうか。

蓋の下面に周辺を約5cm残して塔身のうけ込みがありトと塔身下面にト（アントニウス十字）が、塔身上面に+、台座上面周辺約5cmのくり込みがあり+がいずれも深さ約7mmの陰刻でほどこされている。

隠しクリスチは四個あり、線彫りクリスチは三個ある。



II 塔（右塔）



塔の高さは約96cmである。建立は寛永十二年（1635）、破損部は殆ど無く端正な姿を留めている。

塔身正面に

寛
永十二年

□口禅定門（墨書）
七月廿七日

隠しクリスチは三個あり、蓋下面中央で直角に交わる浅い直線のクリスチである。蓋下面、台座上面のクリスチはやや小振りである。



蓋下面

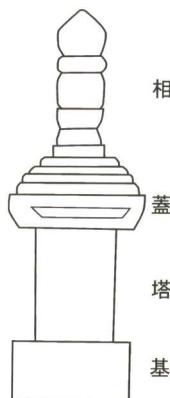


塔身上面



基礎上面

I・II型 (宝篋印塔)



(西大分淨土寺の
キリシタン塔)

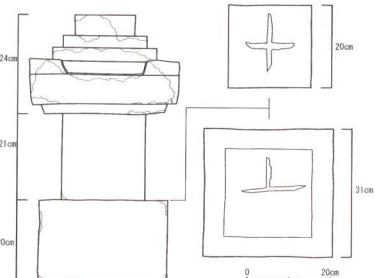
寛永キリスト教塔といわれる。I型の塔は、宝篋印塔を簡素化して小型にしたものといえよう。蓋の露盤は段になっている。相輪は簡略化されたキリスト教塔に共通する固有の相輪がみられる。西大分の浄土寺に同型の塔が多くみられる。

II型はI型が更に簡略化されたもので、蓋は宝塔のように露盤の上部のみ残して段がない。塔身には八坂寺の一例（梵字）を残して墓誌銘はない。相輪はキリスト教塔に固有な略式相輪である。一般にキリスト教の禁教弾圧が激しくなると、顕著なキリスト教墓は見られなくなった。当市では南石垣の塔のように寛永年中になると宝篋印塔に偽装して隠しクリスチを秘めた塔が造られるようになった。

このII型の塔は当地では浜脇・乙原・枝郷に、その他の地域の報告に接していない。恐らく当市と接する狭間や庄内地方にも見られる筈である。

別府市のキリスト教塔の変遷は、6頁の図のように弾圧の強化とともに、I型の塔から次第に隠し十字が消え、線彫りクリスチのみを残して平素みられるIII型の宝塔に変わったものと考える。

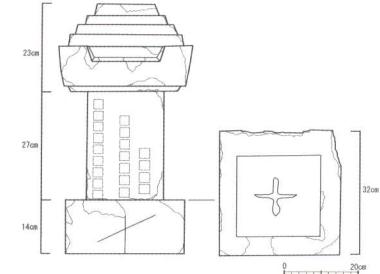
朝見墓地塔



上朝見の個人墓地にある。蓋の四隅に隅飾突起を打ち欠いた跡があり創建当時は宝篋印塔型であったことを物語っている。墓誌銘や紀年は読めないが、古いものかと思われる。相輪は別のものと取り替えられている。

隠しクリスチは塔身下面のクリスチと台座上面にアントニウスクリスチが刻まれている。

寛永四年塔 (美術館前庭左塔)



基礎クリス上面・正面

荒金口蔵

□渢宗心禪定門

寛永四年四月廿七日

(墓誌銘は陰刻を墨でなぞっている。)

もと南石垣薬師丸にあった寛永四年（1627）のキリスト教塔で、紀年のある塔では最も古いものである。

隠しクリスチは台座上面、台座正面に見事な線彫り十字が刻まれている。

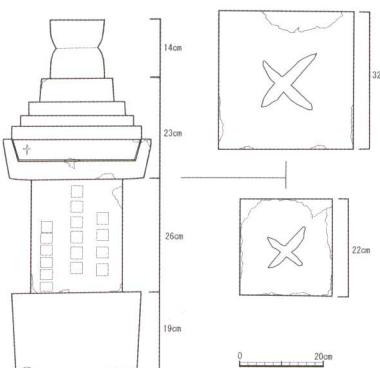
万治三年塔 (美術館前庭右塔)



この塔が現在地に移転した経緯は不明である。石垣地区の区画整理にともない、寛永四年の塔と共に運ばれて来たと思われる。

塔身の墓誌銘は

万治三年
カ
□□雪想禪尼
十一月十六日



墓誌銘 (正面)



塔身上面



基礎上面

万治三年（1660）は唯一である。寛永十四年の市指定2号塔より少なくとも25年隔たっている。

塔の高さは62cm、隠しクルスは塔身上面と台座上面にほどこされている。何れもアンドレアクルスで、別府では墓石の隠しクルスに彫られたものは珍しい。線彫りクルスは蓋の正面左上に小さいがハッキリと彫られている。

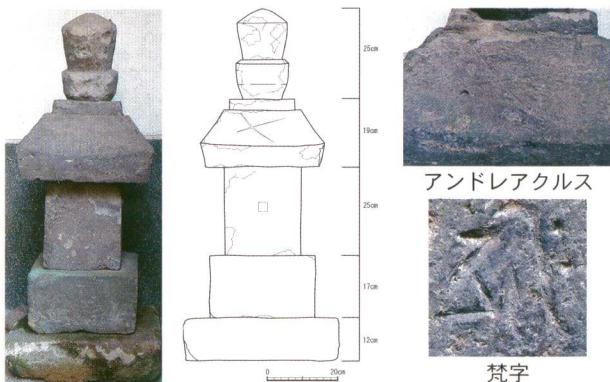
鳥越八坂寺境内



鳥越の八坂寺境内、門の左脇に塔が三個並んでいる。塔は旧来寺院か庵があったといわれる地に前住職が建立した時、旧境内にあったものである。

かりに右からI塔、II塔、III塔とする。これらの塔は何れも蓋の露盤は最上部の段のみを残して以下の段は省略されている。隠しクルスは刻まれていない。

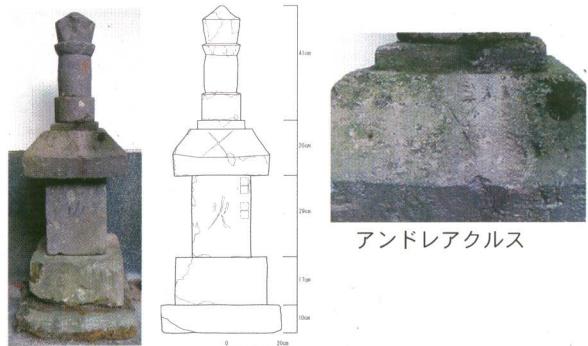
I 塔



八坂寺の塔は何れもII型の塔である。I塔は相輪を欠き五輪塔の受花・宝珠が乗せられている。笠の正面

に鋭い線彫り十字が認められる。塔身右上に梵字のキリーク^{キリ}（阿弥陀）の陰刻がある。欠けた相輪を除けば端正な塔である。

II 塔



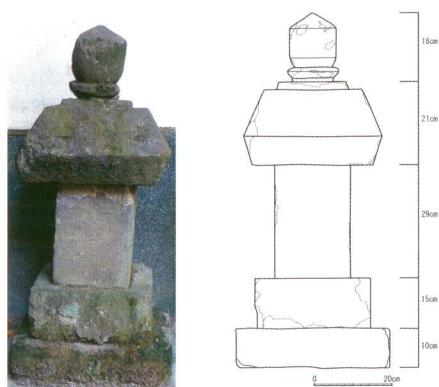
II塔の笠には当地方のキリストン塔の特徴とされる略式の相輪が乗っている。

線彫十字は笠の左側に鋭く大きく刻まれている。元來は正面にあったものが移動する際に向きが変わったとも思われる。

塔身に墓誌銘はないが、塔身正面の右側に墨書があるが読めない。また正面に火、蓋に風と墨書あるがこれは後世に書かれたものであろう。

I塔と大きさもほぼ等しく同形式であることから創建は同年代と思われる。

III 塔



III塔は他の2塔とほぼ同形式であるが、蓋の傾斜がやや急である。

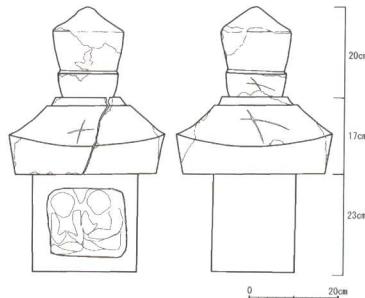
この塔は蓋下面と台座上面にくり込みがあり、構造の面で他塔とことなる。

塔本来の蓋には他の2塔と同じく線彫りクルスがあつたが失われていたので、似合い蓋が乗せられたとも考えられる。

外見ではキリストン塔と推定はできるが、他の2塔のように決め手を欠くので断定することが出来ない。

八坂寺キリストン塔は、紀年がないので年代は不明であるが、寛永期末のものではないかと推定される。

乙原吉祥寺塔



塔身



櫛来オメガ佛

墓地の東側に基礎は欠くが、蓋にアンドレアクルスが刻まれ、塔身に像の陽刻のある宝塔がある。二体の像は道祖神かと思われるが、双方が男性像であり蓋クルスと似つかわぬ疑問のある像であった。

国東市のペトロ岐部カスイの生誕地櫛来に頭と尾鱗をアンドレアクルス体にINRIを四本の線で表わした魚（Jchthys）を陽刻した露岩がある。その約500m南に3m程の巨岩の頂の龕に陽刻された石像がある（右図）。また別の場所に三体並べて三位一体を表すと云われる像もある。

土地の人はこの像をオメガ佛（様）と呼んでいる。

オメガとは、ヨハネ黙示録に『アルファ（ α ）とオメガ（ ω ）は、万物の最初と最後を意味し、永遠の存在者である神とイエス・キリストを指す。』とある。

α も ω も神とイエス・キリストを象徴するので、櫛来では、オメガ佛（様）の石像は聖像を表していると伝えられているようである。

吉祥寺の二体は聖像オメガであると解されるのではないだろうか。今後の研究を待ちたい。

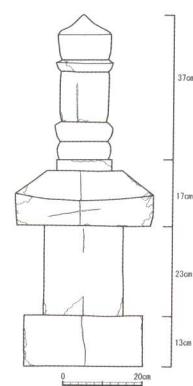
註 ギリシャ字アルファベットの最初は α （アルファ）、最後の文字が ω （オメガ）である。

枝郷極楽寺境内跡の石塔群



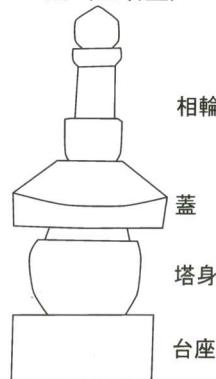
枝郷極楽寺境内に周辺に散在した石塔が並べられている。右列は宝塔、左列は五輪塔で、庵の裏手にも多くの五輪塔が安置されている。

枝郷極楽寺塔



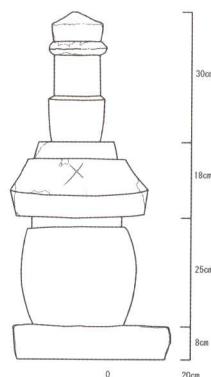
極楽寺石塔群写真の手前にある塔で笠の正面に線彫りクルスが刻まれている。塔身と基礎は密着して離れないで隠しクルスがあるか確認できない。紀年、墓碑銘は見られない。正面に垂線が認められる。

Ⅲ型（宝塔型）



ここに宝塔と称するものは、五輪塔と異なり、塔身に頸（首）があり、略式九輪を蓋に乗せた石塔である。永い年月を経て相輪を失った塔に後世になって似合いの相輪を載せたと思われる宝塔が多く見られる。今回の調査では現在の状態で記録することにした。

上朝見墓地宝塔

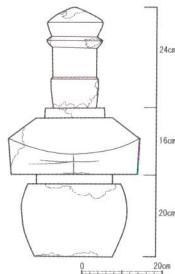


上朝見三丁目の墓地の南側にある。塔身は頸をもち、分厚い蓋の正面に線彫りクルスがあるが、隠しクルスは認められない。蓋の露盤は大きく相輪も立派で、全体としては重厚味はあるが台座を欠くのが残念である。

内成石城寺宝塔

石城寺の個人墓の背後の大石上に小型のキリシタン宝塔が載っている。台座を欠くが塔身・蓋・九輪とも揃っている。

線彫りクルスは蓋の正面にみられるが、隠しクルスはない。

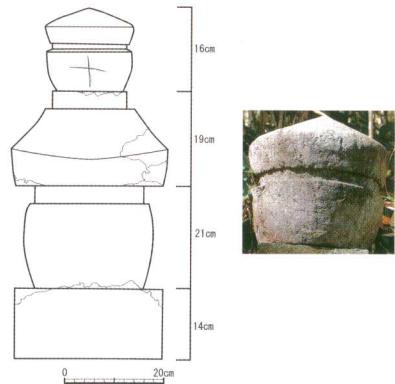


かいがけ
内成鎧掛石塔群



石城川を渡って「詰」に越える旧道沿いに庵跡がある。紅葉の大樹と石幢の向かいの懸崖に宝塔と五輪塔、石碑が計八個並んでいる。近場に散乱していた石塔を寄せ集めたものである。

内成鎧掛宝塔



鎧掛石塔群の左から二番目の宝塔がキリシタン塔である。相輪の正面に直角に交わる線彫りクルスが彫られている。蓋石は厚く傾斜もあり相輪は大振りで、台座も丈が高く宝塔としては端正な形である。

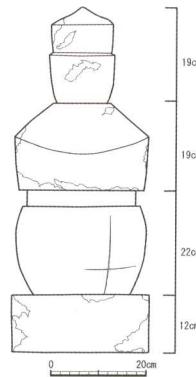
上からの土砂が流れ込み各塔とも後背部は埋没していることから蓋石を取り除くことが出来ないため、隠しクルスは確認できない。

枝郷極楽寺跡の宝塔

前頁写真の石塔群右より3・4・5番目の宝塔を順にI II IIIとする。

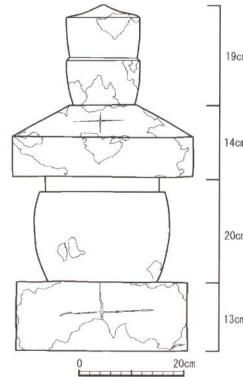
宝塔の各部は後年に積み直されて、本来の塔とは断定できないが、現在線彫りクルスのあるものを取り上げた。

宝塔 I



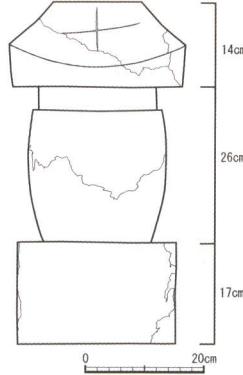
線彫りクルスは塔身の正面やや下部にある。

宝塔 II



線彫りクルスは蓋中央及び台座中央部にある。

宝塔 III



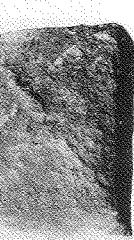
蓋は左側が欠けているが、中央に線彫りクルスがある。塔が塔身にややそぐわない感はある。

三塔ともに隠しクルスはない。

七 伏墓（トマス墓）

一斗升に似ているので豊後では通常トマス（斗舟墓）と呼んでいる。キリスト教の伝来に伴って伝わった西洋風の墓制で、長崎や県南・由布院地方に多くみられる。

トマス墓は伝来期から潜伏期に至るまで用いられた型でごく庶民の墓であった。型式は固定されていない。



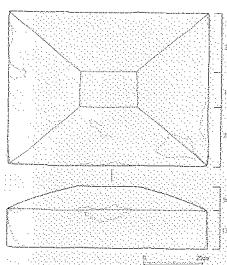
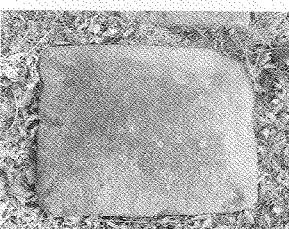
(神堤のトマス)

東山仲居墓地のトマス墓



仲居の個人墓地に3基のトマス墓がある。一番奥のトマスをI号、その右手のトマスがII号で手前（右）がIII号とする。

仲居トマス墓 I号

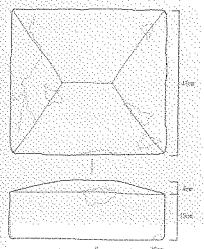
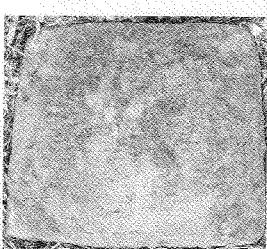


四角から対角線上に盛り上がるアンドレアクルスがかたどる屋根型（寄棟型）で、頂上はやや平らな長方形を作りだしている。

註 豊後大野市千歳に同型の潜伏キリシタン松左衛門のトマス墓がある。

仲居トマス墓 II号

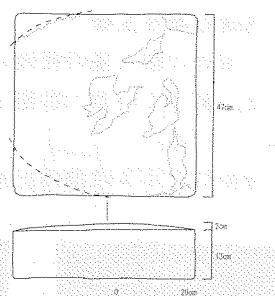
上面はI号と同じく、対角線にアンドレアクルスの盛り上がりが認められる。頂点の高さはI号に比べて低く、頂点は線で結ばれた寄棟の屋根型である。



I号と同じく豊後大野市千歳に同型のトマス墓がある。

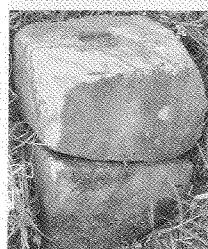
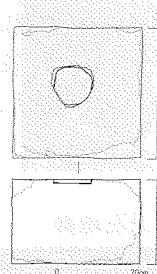
（豊後キリシタン遺跡 半田康夫）

仲居トマス墓 III号



III号はI・II号と異なり屋根型ではなく、ややふくらみをもつ饅頭型になっている。

山の口トマス墓

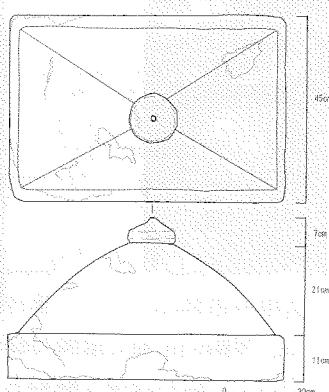
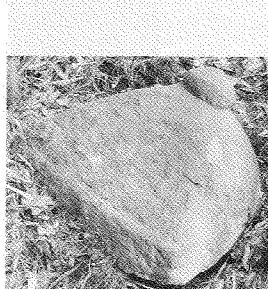


旧寺跡裏手の荒蕪地に崩壊した墓石や塔を集めめたもようで、一隅にトマス墓が二段に積まれている。平らな上面の中央に丸い径8cm・深さ1cmの小穴がある。この石材は、いかなる塔のどの部分にも属するものではない。キリスト教墓と判断できる目安はないが、以前からトマス墓といわれてきた。

湯布院並柳に中央に方形の小穴がある伏墓、久住・直入（朽網）地方には丸穴のある同型の伏墓がある。

（佐藤満洋氏）

後畠トマス墓



東山後畠の竹林の「天正十三年宝篋印塔」の側にある。対角線のアンドレアクルスの盛り上がる屋根型は仲居のトマス墓に比べ勾配が急である。頂点には擬宝珠の突起を作り出している。一見、塔の蓋を思わせる。

せるが相輪や風・空輪ではない。天辺に露盤もなく相輪を差し込む穴も穿かれてないので塔の蓋とは考えられない。以前からトマスと伝えられるが、或いは織部灯籠の笠かもしれない。

北石垣のトマス墓



北石垣向原の墓地の一角にあり、トマス墓といわれてきた。

縦横40cmの方形トマス墓で、中央に直径20cmの円が浮き彫りされている。

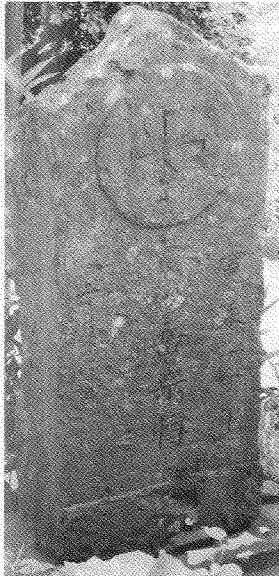
キリスト教墓と判定するものは見られないが、多くのトマス墓のようにアンドレアクリスが寄棟造りの棟となっている。

佐藤満洋氏は『墓石の丸印は十字章に代わる「マルヤ＝マリア」の表象かと考えられる。家型の伏墓も直入や湯布院に多数見られるが、これは「家＝イエス様」の表象ではなかっただろうか。』と述べられている。

「墓石に見るマリアの表象」『歴史読本』

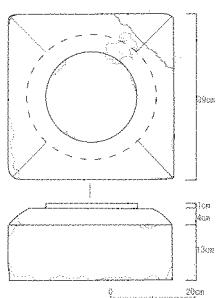
八 墓碑

乙原吉祥寺キリスト教墓碑



吉祥寺墓地の乙原吉祥寺塔（10項）の背後に、先端が尖った西向に立つ墓碑がある。

墓碑銘は



寛永十四年

口心岳轉宗

二月六日

と読める。

上部に月輪の陽刻があり、その中央にクルスが陰刻されていたと思われるが、弾圧が厳しくなると先端に掘り込みを施して逆凹にしたと思われる。彫りの稚拙さから後世になって細工されたものであろう。

紀年が寛永十四年（1637）であるから、禁教下に建立されたものである。

寺の前墓地キリスト教墓碑（曹源寺西）



北石垣曹源寺西側（寺前）墓地に、舟型の墓碑が東を向いて立っている。

墓碑銘は額縁の中に

寛永十年 西年

口穂口天口禪尼

七月十四日

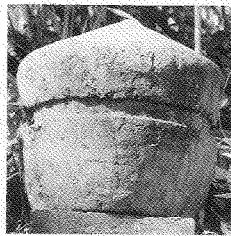
と読める。上部に月輪の中央に凹の掘り込みがある。ただし、吉祥寺墓碑と同じように、後世になってクルスに細工した跡が認められる。

両墓ともに寛永十年代で寛永キリスト教塔と同時代である。両墓碑とともに「隠れ」の初期であろう。郷土のキリスト教史の研究資料になり得ると期待できる。

墓誌銘や紀年については、後世に手が加えられたものがあるのではないかと聞く。野口寛永十四年塔・美術館前寛永四年塔・万治三年塔3基、墓碑2基は彫刻。野口寛永十二年塔は墨書きであるが、塔身中に施された墓碑銘の位置や彫刻の状態から、修正を加えたような問題箇所はなかった。また、墨書きの2基も塔の形態や墓碑銘の内容・形式から推して間違いないと考える。

九 拾遺

資料の数が少ないので、傾向としか言えないが、次のようなことが言える。



— キリスト教墓塔（墓）の目やす —

- ・塔の場合は略式九輪の相輪に目を付ける。
- ・相輪・蓋・台座・基盤などに線彫りクルス、また、各部の接合面に隠しクルスがみられる。
- ・塔身に頸のある宝塔が多い。但し、隠しクルスがある宝塔は今のところ見あたらなかった。
- ・墓碑の場合、月輪にクルスの先端を細工した円か逆円がみられた。転の字がみられるものがある。
- ・五輪塔のキリスト教塔は見られなかった。

二 クルス

I II型の塔で外面に大きい線彫りクルスがある場合は、接合面にクルスがなく、線彫りクルスが小さいものは隠しクルスがある例が多い。場所により、また弾圧の時代的背景によるものか不明である。

三 キリスト教墓塔（墓）の散逸

昭和60年版『別府市誌』には70基を数えるが、大半が消滅している。調査が遅きに失した感がある。

例えば、道路や田畠の普請で石材に利用されたり（赤松）、宅地造成で取り除かれたり（行部川右岸）、隱山法華寺のように基壇のみ残して塔部を消失したものもある。

その他伝承はあるが、土地の人は所在地が殆ど忘却されている。残念である。



後 記

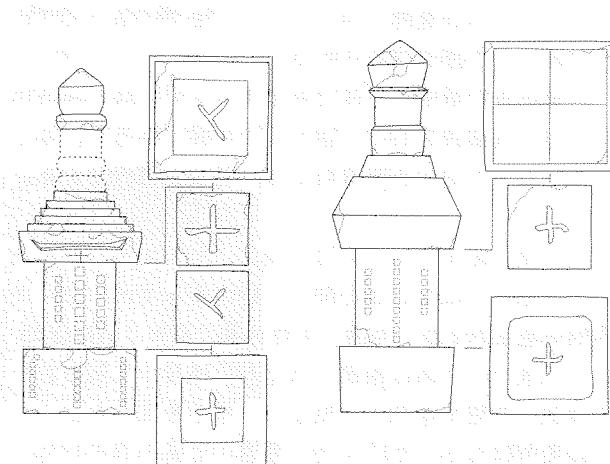
このレポートはキリスト教の教義を知らない調査者が、ただ客観的に調査記録したもので、宗教的に問題があるとすればご寛恕願いたい。

安部巖・藤内喜六両氏のもとに探索したが失われたものも多く、今回の調査で発見されたものも数基あった。

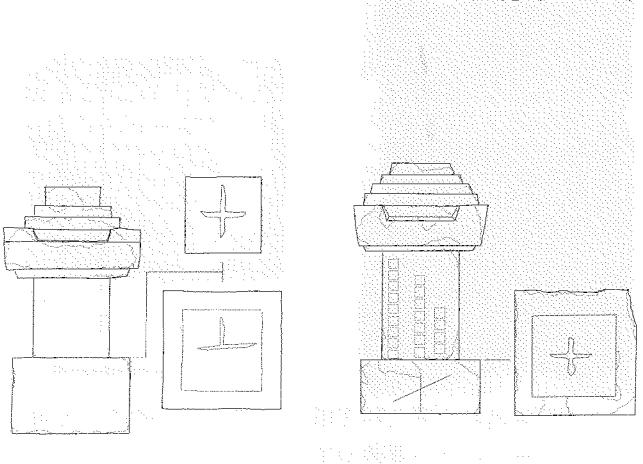
現状からみてキリスト教塔に関する調査は今回が限界であると思われる。キリスト教塔らしきものを発見された方は生涯学習課に知らせて欲しい。

今回のフィールドワークにおける調査・撮影・実測・測図の作成は、教育委員会生涯学習課文化財係の下森弘之氏のサポートに負うところが多大であった。感謝するしだいである。

キリスト教塔・伏墓・墓碑一覧 (s = 1/20)

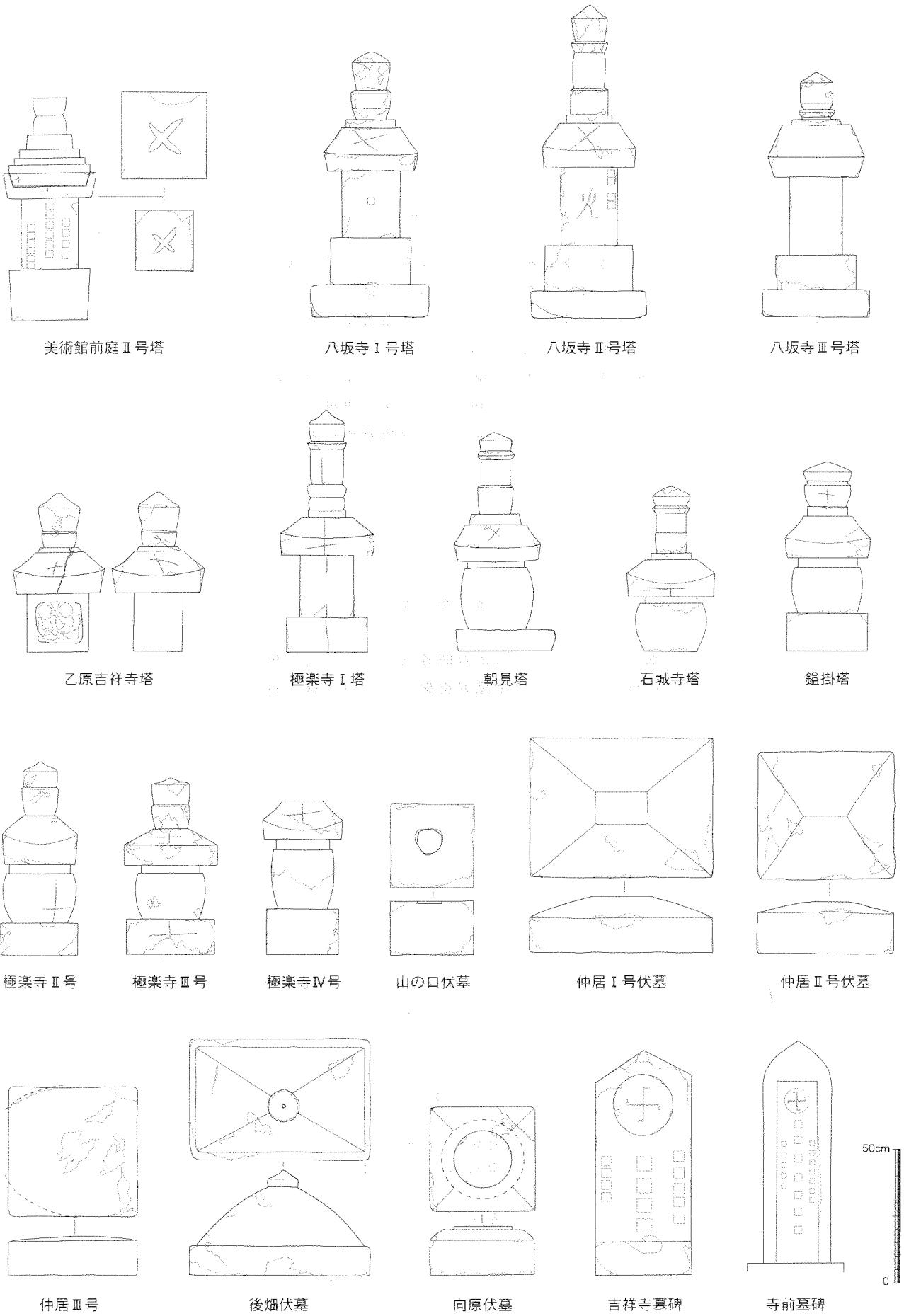


野口 II 号塔



朝見墓地塔

美術館前庭 I 号塔



参考文献

- *半田康男 (1961) : 豊後キリストン遺跡
- *別府市 (1985) : 別府市誌
- *藤内喜六 (1966) : 石垣地区資料集(第一集)
- *加藤知弘 (1985) : ザビエルの見た大分
- *熊本史学 (1961) : きりしたんころび証文
- *大分放送 (1990) : 大分歴史事典
- *入江秀利 (2001) : 天領横瀬ものがたり

執筆者

執筆 文化財調査員 入江秀利
計測・作図 生涯学習課 下森弘之

べっぷの文化財 No.40

発行・編集 平成22年3月31日
別府市教育委員会生涯学習課

編集 別府市教育委員会
別府市文化財調査員

印刷 株式会社プリメディア